住所　川崎市中原区上平間190番地
　張強　昭和39年４月８日生
　張肇冀　平成11年６月13日生
住所　神奈川県大和市深見3063番地３
　陳涛　昭和48年３月23日生
　胡俊　昭和53年２月24日生
　陳奕吟　平成16年５月17日生
住所　東京都足立区竹の塚１丁目19番７号
　馬香蘭　昭和54年12月７日生
住所　東京都江戸川区南小岩７丁目28番11―503号
　周艶芳　昭和52年12月16日生
住所　滋賀県草津市青地町1258番地７
　劉居里　昭和45年10月７日生
　劉美佳　平成16年１月25日生
　劉美欣　平成18年10月14日生
住所　東京都新宿区下落合１丁目15番21―310号
　張晶　昭和48年６月17日生
住所　堺市堺区賑町４丁５番11号
　胡玉敏　昭和41年11月13日生
　金玲玉　昭和63年６月７日生
　金玲麗　平成２年９月28日生
　金佳奇　平成９年９月26日生
住所　佐賀市駅前中央１丁目７番８―604号
　陳蘭　昭和37年６月27日生
　譚雨辰　平成４年６月８日生
　譚櫻　平成７年３月24日生
住所　東京都多摩市諏訪１丁目53番地２
　李竹峰　昭和53年２月17日生
住所　千葉県浦安市入船４丁目22番５号
　尹英子　昭和40年12月19日生
住所　大分市大字古国府153番地６
　辛龍太　昭和56年５月25日生
住所　東京都足立区竹の塚５丁目28番13号
　魯粲熙　平成４年５月22日生
　魯粲優　平成10年11月20日生
住所　東京都江戸川区松島３丁目47番４号
　範睿　昭和55年７月31日生
住所　東京都練馬区氷川台２丁目22番２号
　陳暁慧　昭和31年２月３日生
住所　東京都板橋区徳丸６丁目49番４号
　袁珍　昭和42年２月14日生
住所　東京都品川区戸越１丁目２番９号
　崔聖姫　昭和46年３月29日生
住所　石川県金沢市入江１丁目547番地
　吳茂光　昭和58年６月12日生
住所　愛知県刈谷市今川町山ノ端107番地
　楊子龍　昭和52年１月10日生
住所　埼玉県東松山市六軒町21番地４
　宋丹心　昭和57年７月18日生
住所　横浜市中区福富町東通38番地
　林秋琴　昭和59年９月29日生
住所　横浜市鶴見区鶴見中央２丁目20番13―204号
　崔雪蓮　昭和47年12月28日生
住所　川崎市高津区新作６丁目５番10―507号
　李思達　平成５年11月２日生
住所　神奈川県大和市大和東３丁目12番30号
　袁榮姬　昭和47年９月26日生
住所　相模原市中央区田名4146番地11
　タンマボンサ・ソムサック　昭和32年２月５日生
　タンマボンサ・モーン　昭和37年４月６日生
住所　大阪市西区千代崎１丁目24番３号
　尹美香　昭和53年６月23日生
住所　大阪市生野区巽東２丁目５番24号
　林健一　昭和35年８月28日生
住所　大阪市生野区勝山北４丁目10番13号
　金福順　昭和31年５月29日生
　張孝司　昭和61年５月18日生
住所　大阪市東淀川区小松２丁目14番19号
　文久美　昭和35年１月８日生
　玄陽洙　平成３年２月２日生
住所　大阪府箕面市小野原東５丁目３番Ｃ―204号
　プラバット・バルマ　昭和41年５月３日生
住所　名古屋市北区清水１丁目19番８号
　鄭明惠　昭和42年８月８日生
住所　福井市里別所町第９号21番地１
　徐清美　昭和43年５月２日生

○財務省告示第二百七十七号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、平成二十二年八月十六日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年八月二十六日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　個人向け利付国庫債券（固定・三年）（第二回）

二　発行の根拠法律及び条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行額　額面金額で二百五十八億四千七百六十五万円

五　最低額面金額　一万円

六　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

七　発行日　平成二十二年八月十六日

八　発行価格　額面金額百円につき百円

九　利率　年〇・一四パーセント

十　払込期日　(一)　各取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十五号に規定する期日に払い込むこととする。

額面金額の総額 × 0.14/100 × 1/365

(二)　発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

十一　初期利子　平成二十三年二月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十三号において規定する期日について同じ。）。

額面金額 × 0.14/100 × 1/2

十二　後第二の利期以子　毎年八月十五日及び二月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十三　償還期限　平成二十五年八月十五日

十四　償還金額　額面金額百円につき百円

十五　払込期日　平成二十二年八月十六日

十六　払込場所　日本銀行の本店又は支店

十七　中途換金の取扱い　中途換金の買取りは、平成二十三年八月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

(一)　平成二十三年八月十五日から平成二十四年二月十五日前までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（利子に相当する金額 × 80/100 × 2 －受入経過利子に相当する金額）